

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則</p> <p>東京都公害防止条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第十七号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組（第三条 第十五条）</p> <p>第三章 自動車公害対策（第十六条 第二十一条）</p> <p>第四章 工場公害対策等（第二十二条 第七十四条）</p> <p>第五章 緊急時の措置（第七十五条 第七十九条）</p> <p>第六章 雑則（第八十条 第八十三条）</p> <p>附則</p>	<p>東京都公害防止条例施行規則</p>
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める</p>	<p style="text-align: center;">第一節 総則</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、東京都公害防止条例（昭和四十四年東京都条例第九十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>ものとする。</p>	<p>(用語) 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>		<p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>(温室効果ガス)</p> <p>第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 メタン</p> <p>二 一酸化二窒素</p> <p>三 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百十三号)第一条に規定するハイドロフルオロカーボン</p> <p>四 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二条に規定するパーフルオロカーボン</p> <p>五 六ふっ化いおう</p>	<p>(温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所等)</p> <p>第四条 条例第六条第一項に規定する温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、</p>
	<p>(用語) 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>第四条 削除</p>		

次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

一 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）の年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第三条に規定する方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所

二 電気（他人から供給されたものに限る。）の年度の使用量が六百万キロワット時以上である事業所

2 条例第六条第一項に規定する地球温暖化対策計画書は、事業所が前項の規定に該当することとなった年度の翌年度から原則として三年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

3 条例第六条第一項に規定する地球温暖化対策計画書の提出は、前項に規定する計画期間の初年度の六月末日までに別記第一号様式による地球温暖化対策計画書提出書に添えて行うものとする。

（地球温暖化対策計画の公表等）

第五条 条例第八条第一項の規定により公表する地球温暖化対策計画書及び同条第二項の規定により公表する地球温暖化対策の結果の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

一 温室効果ガスの排出の状況

二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標
三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

2 条例第八条第一項及び第二項に規定する公表は、地球温暖化対策事業者の事業所における備え置き、掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

3 条例第八条第一項に規定する公表の期限は、地球温暖化対策計画書の計画期間の終了日とする。

4 条例第八条第二項の規定による地球温暖化の対策の結果の提出は、当該計画の終了した年度の翌年度の六月末日までに、別記第二号様式による地球温暖化対策結果提出書に地球温暖化の対策の結果を添えて行わなければならない。

5 条例第八条第二項に規定する公表の期間は、地球温暖化の対策の結果を提出した日から起算しておおむね九十日間とする。

(特定物質)

第六条 条例第十条に規定する規則で定めるフルオロカーボンは、次に掲げる物質で、冷媒として使用されているものとする。

- 一 トリクロロフルオロメタン（別名CFC 一一一）
- 二 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC 一二二）
- 三 トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC 一一一）

<p>三) 四 ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC 一一四) 五 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC 一一五) 六 クロロジフルオロメタン(別名HCFC 二二二) 七 ジクロロトリフルオロエタン(別名HCFC 一一三) 八 トリフルオロメタン(別名HFC 二二三) 九 ジフルオロメタン(別名HFC 三二二) 十 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン(別名HFC 一二五) 十一 一・一・一・二 テトラフルオロエタン(別名HFC 一三四a) 十二 一・一・一 トリフルオロエタン(別名HFC 一四三a)</p>	<p>(特定機器) 第七条 条例第十条に規定する規則で定める機器は、次に掲げる機器とする。 一 圧縮機ユニットその他の冷凍機 二 自動車用エアコンデションその他の空気調和機器 三 家庭用冷蔵庫その他の冷凍冷蔵機器 四 自動販売機その他の冷凍機応用製品 五 倉庫用冷凍冷蔵装置その他の冷凍機応用装置</p>

<p>(再利用できる特定物質)</p> <p>第八条 条例第十一条及び第十二条に規定する規則で定める特定物質は、第六条第六号から第十二号までに掲げる物質とする。</p>	<p>(特定建築物の規模)</p> <p>第九条 条例第十九条第一項に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあつては延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する当該建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。)が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、一万平方メートルであることとする。</p>	<p>(建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第十条 条例第二十一条第一項の規定による建築物環境計画書の作成は、特定建築物の建築設計、設備設計その他の設計における環境への配慮のための措置について行わなければならない。</p> <p>2 条例第二十一条第一項の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式による建築物環境計画書提出書に建築物環境計画書を添付して行わなければならない。</p> <p>3 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める時期は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定に基づく確認(同法第六条の二第一項に規定す</p>

<p>る確認を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の日の三十日前とする。</p> <p>4 条例第二十一条第一項第五号に規定する規則で定める事項は、環境への配慮のための措置についての取組状況の評価とする。</p>	<p>(建築物環境計画書等の概要についての公表)</p> <p>第十一条 条例第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 環境局での閲覧 二 インターネットの利用による公表 	<p>(建築物環境計画書の変更の届出)</p> <p>第十二条 条例第二十二条第一項に規定する規則で定める時期は、変更する事項に係る工事に着手する日の十五日前とする。</p> <p>2 条例第二十二条第一項ただし書に規定する規則で定める事項は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 条例第二十一条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物の変更(建築物の主たる用途の変更を除く。)をする場合 二 条例第二十一条第一項第四号に掲げる事項の変更にあつては、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合及び環境への配慮のための措置の内容を変更し、
---	---	---

<p>（工事完了の届出）</p> <p>第十三条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、別記第五号様式による特定建築物工事完了届出書によらなければならない。</p> <p>2 前項の特定建築物工事完了届出書の届出に当たっては、条例第二十一条第一項に規定する建築物環境計画書（条例第二十二條第一項に規定する届出を含む。）に記載された環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類及び図書を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築物の新築等に係る工事が完了した日から十五日以内になければならない。</p>	<p>当該変更により環境への配慮の程度が同等以上となる場合</p> <p>3 条例第二十二條第一項の規定による届出は、別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。</p> <p>4 前項の建築物環境計画書変更届出書の届出に当たっては、変更する事項に係る図書を添付しなければならない。</p>
<p>第七節 地域冷暖房計画</p>	
<p>（地域冷暖房計画の規模）</p> <p>第十四条 条例第二十六条第一項に規定する規則で定める</p>	<p>（地域冷暖房計画の規模）</p> <p>第三十七条 条例第七十条第一項に規定する規則で定める</p>

<p>熱の量は、建築物が現に集中し、又は集中して建築されることが予定されている地域内の熱需要の最大負荷量が一時間当たり二十一ギガジュールであることとする。</p>	<p>(加入努力義務に係る熱源機器の規模)</p> <p>第十五条 条例第二十七条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に設置され、又は設置されることが予定されているボイラー、冷凍機又は熱交換器を通常の状態で運転する場合において使用される一日当たりの燃料等の量を別表第一に掲げる方法により重油の量に換算したものの合計が三百リットルであるものとする。</p>	<p>量は、一定地域内の熱需要の最大負荷が一時間当たり二十一ギガジュールとする。</p>
<p>第三章 自動車公害対策</p> <p>(自動車環境管理計画書の提出等)</p> <p>第十六条 条例第二十八条第一項に規定する規則で定める台数は、三十台とする。</p> <p>2 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、別記第六号様式による自動車環境管理計画書提出書に自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。</p>	<p>(加入努力義務に係る熱源機器の規模)</p> <p>第三十七条の二 条例第七十一条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に設置され、又は設置されることが予定されているボイラー、冷凍機又は熱交換器を通常で運転する場合において使用される一日当たりの燃料等の量を別表第八の二に掲げる方法により重油の量に換算したものの合計につき三百リットルとする。</p>	
<p>(低公害車の導入義務者の規模)</p> <p>第十七条 条例第三十五条に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)</p>		

<p>第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を除くものとする。</p> <p>2 条例第三十五条に規定する規則で定める台数は、二百台とする。</p> <p>3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、低公害車（条例第三十五条に規定する知事が別に定める自動車をいう。以下同じ。）のうちの排出ガス七十五パーセント低減レベルの自動車に換算した場合において、五パーセントとする。</p>	<p>（環境情報の事項）</p> <p>第十八条 条例第四十七条に規定する規則で定める事項は、燃料の種類、燃料消費率及び二酸化炭素の排出量とする。</p> <p>2 条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する自動車排出ガスの量は、次に掲げる物質の量とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 一酸化炭素二 炭化水素三 非メタン炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車に限る。）四 窒素酸化物五 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）六 ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）七 黒煙（軽油を燃料とする自動車に限る。）
--	--

<p>3 条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する騒音の大きさは、加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音の大きさとする。</p> <p>4 前三項に規定する燃料消費率、自動車排出ガスの量及び騒音の大きさの値にあつては次のいずれかの値と、二酸化炭素の排出量にあつては告示で定める燃料消費率から求める方法により算定した値とする。</p> <p>一 道路運送車両法第七十五条の規定による型式の指定その他の新車時の検査を受けるために申請し、又は届け出た値</p> <p>二 低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定を受けるために申請した値</p> <p>三 低公害車の指定を受けるために申請した値</p>	<p>（アイドリング・ストップの特例）</p> <p>第十九条 条例第五十二条ただし書に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七条の規定により信号機の表示する信号等に従つて自動車等を停止する場合その他同法の規定により自動車等を停止する場合</p> <p>二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合</p> <p>三 人を乗せ、又は降ろすために自動車等を停車する場合</p>
---	---

<p>合</p> <p>四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合</p> <p>五 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合</p>	<p>（駐車場の規模）</p> <p>第二十条 条例第五十四条に規定する規則で定める規模は、自動車の収容能力が二十台であることとする。</p>	<p>（粒子状物質等の量を増大させる燃料）</p> <p>第二十一条 条例第五十七条に規定する規則で定める燃料は、次のとおりとする。</p> <p>一 重油（日本工業規格K二二〇五に定める重油をいう。以下本条において同じ。）</p> <p>二 重油を混和した燃料</p> <p>三 前二号を除き、次に掲げる燃料の性状のいずれかが当該の値を満たさない燃料</p> <p>ア 九十パーセント留出温度（日本工業規格K二二五</p> <p>四に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）</p>
--	---	--

<p>撰氏三百六十度以下</p> <p>イ 十パーセント残油の残留炭素分（日本工業規格K二二七〇に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）</p> <p>ウ セタン指数（日本工業規格K二二八〇に定める方法で算出した燃料の性状をいう。） 四十五以上</p> <p>エ いおう分（日本工業規格K二五四一に定める方法で測定した燃料の性状をいう。） 〇・〇五質量パーセント以下</p>	<p>第四章 工場公害対策等</p>	<p>（燃料の基準）</p> <p>第二十二條 條例第六十九條第一項に規定する規則で定める地域は、いおう酸化物による大気の汚染が著しい地域として知事が別に定める地域とする。</p> <p>2 條例第六十九條第一項に規定する規則で定める量は、工場又は指定作業場における一日当たりの重油その他の石油系燃料の使用量が三百リットルであることとする。</p>
<p>第二節 工場</p>	<p>第五條 削除</p> <p>第三節 指定作業場</p>	<p>第二十四條 削除</p> <p>（工場に係る燃料の基準）</p> <p>第五條の二 條例第七條第一項に規定する規則で定める量は、工場における一日当たりの重油その他の石油系燃料の使用量につき三百リットルとする。</p> <p>2 前項に定める量以上の燃料に係る條例第七條第一項に規定する規則で定める基準は、別表第三に掲げるとおりとする。</p>

3 条例第六十九条第一項に規定する前項に定める量以上の燃料に係る規則で定める基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

(集じん装置の設置)
第二十三条 条例第七十条に規定する規則で定めるばい煙施設及び当該ばい煙施設に設置すべき集じん装置は、別表第三に掲げるとおりとする。

(指定作業場に係る燃料の基準)
第二十四条の二 条例第三十七条第一項に規定する規則で定める量は、指定作業場における一日当たりの重油その他の石油系燃料の使用量につき三百リットルとする。
2 前項の量以上の燃料に係る条例第三十七条第一項に規定する規則で定める基準は、別表第四の二に掲げるとおりとする。

(集じん装置の設置)
第五条の四 条例第九条に規定する規則で定めるばい煙施設及び当該ばい煙施設に設置すべき集じん装置は、別表第三の三に掲げるとおりとする。
2 前項の規定は、知事が、ばい煙施設の構造、設置場所、敷地又は周囲の状況等から直ちに集じん装置を設置することについて著しく困難な事由があると認めるばい煙施設については、同項が適用される日から二年間適用しない。

(集じん装置の設置)
第二十四条の四 条例第三十九条に規定する規則で定めるばい煙施設及び当該ばい煙施設に設置すべき集じん装置は、別表第四の四に掲げるとおりとする。
2 第五条の四第二項の規定は、前項の規定の適用について

	<p>(粉じんを発生する施設の構造基準等)</p> <p>第二十四条 条例第七十一条に規定する規則で定める粉じんを発生する施設並びに当該施設の構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第四に掲げるとおりとする。</p>	<p>て準用する。</p>
<p>(有害ガス取扱施設の構造基準等)</p> <p>第二十五条 条例第七十二条に規定する有害ガス取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第五に掲げるとおりとする。</p>	<p>(粉じんを発生する施設の構造基準等)</p> <p>第二十四条の五 条例第四十条に規定する規則で定める粉じんを発生する施設及び当該施設に係る同条に規定する規則で定める基準は、別表第三の四に掲げるとおりとする。</p>	<p>(蒸発防止設備の設置)</p> <p>第五条の七 条例第十四条に規定する規則で定める炭化水素系物質は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 燃料用揮発油、灯油及び軽油（これらの全部又は一部が工場当たり五万リットル以上貯蔵されている場合に限る。）</p> <p>二 塗料又は有機合成化学物質の製造の用に供する有機</p>
<p>(炭化水素系物質を貯蔵する施設等)</p> <p>第二十六条 条例第七十三条に規定する規則で定める炭化水素系物質を貯蔵する施設等及び当該施設に設置する炭化水素系物質の排出防止設備等は、別表第六に掲げるとおりとする。</p>		

<p>(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等) 第二十八条 条例第七十五条に規定する有害物質取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基</p>	<p>(作業汚水に含まれる有害物質の量の基準) 第二十七条 条例第七十四条に規定する規則で定める基準は、作業汚水一リットル当たりの有害物質の量をミリグラムで表した値について、条例別表第七 四の部(一)の表の公共用水域に排出される汚水に適用される規制基準のうち当該工場又は指定作業場に適用される当該有害物質の規制基準の値とする。</p>	
	<p>(蒸発防止設備の設置) 第二十四条の六 条例第四十二条に規定する規則で定める炭化水素系物質は、燃料用揮発油、灯油及び經由(これらの全部又は一部が指定作業場当たり五万リットル以上貯蔵されている場合に限る。)とする。</p> <p>(汚水に係る除害設備の設置) 第五条の六 条例第十一条に規定する規則で定める物質は、条例別表第四 四の部(一)の項の表の ■ から ■ までに掲げる物質とする。 2 条例第十一条に規定する規則で定める作業は、別表第三の五に掲げるとおりとする。 3 条例第十一条に規定する規則で定める基準は、第一項に定める物質の作業汚水一立方メートル当たりの量をグラムで表した値が、それぞれ当該物質につき、条例別表第四 四の部(一)の項に掲げる規制基準のうち当該工場に適用される規制基準の値であることとする。</p>	<p>溶剤(これらの全部又は一部が工場当たり五千リットル以上貯蔵されている場合に限る。)</p>

<p>準は、別表第七に掲げるとおりとする。</p>	<p>(地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限)</p> <p>第二十九条 条例第七十六条第一項及び第百三十四条第一項に規定する規則で定める地域及び規則で定める基準は、別表第八の上欄に掲げる地域の区分及び中欄に掲げる吐出口の断面積による区分に応じ、下欄に掲げる構造基準とする。</p> <p>2 条例第七十六条第一項、第九十七条、第一百一条、第百三十五条、第百四十一条第二項及び第百四十五条に規定する規則で定める規模以上の揚水施設は、揚水機の出力が三百ワットを超える揚水施設とする。</p> <p>3 条例第七十六条第二項及び第百三十四条第二項に規定する規則で定める揚水量は、一日当たりの揚水量が、最大で二十立方メートル以下であり、かつ、月平均で十立方メートル以下であることとする。</p>	<p>(地下水の揚水施設の構造基準等)</p> <p>第五条の三 条例第八条に規定する規則で定める区域及び当該区域に係る同条に規定する規則で定める基準は、別表第三の二に掲げるとおりとする。</p> <p>(地下水の揚水施設の構造基準等)</p> <p>第二十四条の三 条例第三十八条に規定する規則で定める区域及び当該区域に係る同条に規定する規則で定める基準は、別表第四の三に掲げるとおりとする。</p>
<p>(工場の設置の認可及び変更の認可の申請)</p> <p>第三十条 条例第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による認可を受けようとする者は、別記第七号様式による工場設置(変更)認可申請書に、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面を添えて提出しなければならない。</p>	<p>(工場の設置の認可の申請)</p> <p>第六条 条例第十七条第一項の規定による認可を受けようとする者は、別記第一号様式による工場設置認可申請書に、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面を添えて提出しなければならない。</p> <p>(工場の変更の認可の申請)</p> <p>第七条 条例第十八条第一項の規定による認可を受けようとする</p>	

	<p>(工場の設置の認可等の通知)</p> <p>第三十一条 知事は、条例第八十一条第二項(条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書を受理したときは、受理した日から起算して六十日以内に、申請者に対し条例第八十一条第一項又は第八十二条第一項に規定する認可をし、又は認可をしない旨の通知をするものとする。ただし、当該申請に係る工場の施設が特殊であることその他の特別の理由により六十日以内に認可をし、又は認可をしない旨の通知をすることができないときは、その理由を付して、当該申請者にその旨及び認可をし、又は認可をしない旨の通知をする期限を通知するものとする。</p> <p>2 前項に規定する認可をする旨の通知は、条例第八十一条第四項に規定する条件を付さない場合にあつては別記第八号様式の甲による工場設置(変更)認可書に、同項に規定する条件を付す場合にあつては別記第八号様式の乙による工場設置(変更)認可書に、工場設置(変更)認可申請書の写しを添えてしなければならない。</p>	<p>する者は、別記第二号様式による工場変更認可申請書によつてしなければならない。</p>
<p>(軽微な変更)</p> <p>第三十二条 条例第八十二条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更であつ</p>	<p>(工場の設置の認可等の通知)</p> <p>第八条 知事は、条例第十七条第二項(条例第十八条第二項において準用する場合を含む。)規定による申請を受理したときは、受理した日から起算して六十日以内に、申請者に対し条例第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない旨の通知をするものとする。ただし、当該申請に係る工場の施設が特殊であることその他の特別の理由により六十日以内に認可をし、又は認可をしない旨の通知をすることができないときは、その理由を付して、当該申請者にその旨及び認可をし、又は認可をしない旨の通知をする期限を通知するものとする。</p> <p>2 前項に規定する認可をする旨の通知は、別記第三号様式による工場設置(変更)認可書に、工場設置(変更)認可申請書の写しを添えて行なう。</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第九条 条例第十八条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更であつて、ばい煙、</p>

<p>(認定等の通知)</p>	<p>(完成届)</p> <p>第三十四条 条例第八十四条第一項の規定による届出は、別記第九号様式による工事完成届出書によらなければならない。</p>	<p>(工場認可手数料)</p> <p>第三十三条 条例第八十三条第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 工場の作業場の床面積の合計が五百平方メートル以下のもの 八千七百円 二 工場の作業場の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの 一万四千二百円 三 工場の作業場の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの 二万二百円 	<p>て、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更 二 同一作業場内における施設の配置の変更 三 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更
<p>(認定等の通知)</p>	<p>(完成届)</p> <p>第十一条 条例第二十条第一項の規定による届出は、別記第四号様式による工事完成届出書によつてしなければならない。</p>	<p>(工場認可手数料)</p> <p>第十条 条例第十九条第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 工場の作業場の床面積の合計が五百平方メートル以下のもの 五千八百円 二 工場の作業場の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの 一万千円 三 工場の作業場の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの 一万八千円 	<p>粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変更を伴わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更 二 同一作業場内における施設の配置の変更 三 ばい煙、粉じん、汚水、騒音又は振動の防止の方法の変更

<p>第三十五条 知事は、条例第八十四条第一項の規定による届出を受理したときは、受理した日から起算して十日以内に、同条第二項の規定に基づき認定し、又は認定しない旨の通知をするものとする。</p> <p>2 前項に規定する認定する旨の通知は、別記第十号様式による認定書により行なう。</p>	<p>第十二条 知事は、条例第二十条第一項の規定による届出を受理したときは、受理した日から起算して十日以内に、同条第二項の規定に基づき認定し、又は認定しない旨の通知をするものとする。</p> <p>2 前項に規定する認定する旨の通知は、別記第五号様式による認定書によつて行なう。</p>
<p>(表示板の掲出)</p> <p>第三十六条 条例第八十五条の規定による表示板の掲出は、別記第十一号様式による表示によらなければならない。</p> <p>2 条例第八十一条第一項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。</p>	<p>(表示板の掲出)</p> <p>第十三条 条例第二十六条の規定による表示板の掲出は、別記第六号様式による表示によつてしなければならない。</p> <p>2 条例第十七条第一項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。</p>
<p>(工場現況届)</p> <p>第三十七条 条例第八十六条の規定による届出は、別記第十二号様式による工場現況届出書によらなければならない。</p>	<p>(工場現況届)</p> <p>第十四条 条例第二十七条の規定による届出は、別記第七号様式による工場現況届出書によつてしなければならない。</p>
<p>(工場及び指定作業場の氏名等変更届)</p> <p>第三十八条 条例第八十七条(条例第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出は、</p>	<p>(工場・氏名等変更届)</p> <p>第十八条 条例第三十条の規定による変更の届出は、別記第十一号様式による工場・氏名等変更届出書によつてし</p>

<p>別記第十三号様式による工場（指定作業場）氏名等変更届出書によらなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>（指定作業場・氏名等変更届）</p> <p>第二十七条 条例第五十一条第一項において準用する条例第三十条の規定による変更の届出は、別記第十六号様式による指定作業場・氏名等変更届出書によつてしなければならない。</p>
<p>（工場及び指定作業場の廃止届）</p> <p>第三十九条 条例第八十七条（条例第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出は、別記第十四号様式による工場（指定作業場）廃止届出書によらなければならない。</p>	<p>（工場廃止届）</p> <p>第十九条 条例第三十条の規定による廃止の届出は、別記第十二号様式による工場廃止届出書によつてしなければならない。</p> <p>（指定作業場廃止届）</p> <p>第二十八条 条例第五十一条第一項において準用する条例第三十条の規定による廃止の届出は、別記第十七号様式による指定作業場廃止届出書によつてしなければならない。</p>
<p>（工場及び指定作業場の承継届）</p> <p>第四十条 条例第八十八条第三項（条例第九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記第十五号様式による工場（指定作業場）承継届出書に、承継の事実を証明する書類を添えて行わなければならない。</p>	<p>（工場承継届）</p> <p>第二十条 条例第三十一条第三項の規定による届出は、別記第十三号様式による工場承継届出書に、承継の事実を証明する書類を添えてしなければならない。</p> <p>（指定作業場承継届）</p>

	<p>(指定作業場の設置届及び変更届)</p> <p>第四十一条 条例第八十九条又は第九十条の規定による届出は、別記第十六号様式による指定作業場設置(変更)届出書に、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面を添えて行わなければならない。</p>	<p>第二十九条 条例第五十一条第二項において準用する条例第三十一条の規定による届出は、別記第十八号様式による指定作業場承継届出書に、承継の事実を証明する書類を添えてしなければならない。</p>
<p>(実施制限期間の短縮の通知)</p> <p>第四十二条 条例第九十二条第二項の規定による期間の短縮の通知は、別記第十七号様式による実施制限期間短縮通知書によって行う。</p>	<p>(指定作業場設置届及び指定作業場変更届)</p> <p>第二十五条 条例第四十四条又は第四十五条の規定による届出は、別記第十四号様式による指定作業場設置(変更)届出書に、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面を添えてしなければならない。</p>	<p>(実施制限期間の短縮の通知)</p> <p>第二十六条 条例第四十七条第二項の規定による期間の短縮の通知は、別記第十五号様式による実施制限期間短縮通知書によって行う。</p>
<p>(ばい煙濃度の測定等)</p> <p>第四十三条 条例第九十四条の規定によるばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 ばいじん濃度の測定は、条例別表第七の一の部(一)の款の付表第一十二の項第一欄に掲げる廃棄物焼却炉について、同部(二)の款アの項アの表の備考に掲げる測定方法により、次に掲げる区分に応じて、当該回数行</p>		

うものとする。

ア 焼却能力が一時間当たり四千キログラム以上の廃棄物焼却炉 二月を超えない作業期間ごとに一回以上

イ 火格子面積が二平方メートル以上の廃棄物焼却炉（アに掲げるものを除く。）及び焼却能力が一時間当たり二千キログラム以上四千キログラム未満の廃棄物焼却炉 年二回以上（一年間につき継続して休止する期間が六月以上の廃棄物焼却炉にあつては、年一回以上）

ウ ア又はイに掲げる廃棄物焼却炉に該当しないもの年一回以上

二 窒素酸化物濃度の測定は、条別表第七 一の部(三)の款の表第一欄施設の種類に掲げるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関（以下「ボイラー等」という。）について、同表の備考に掲げる測定方法により、次に掲げる区分に応じて、当該回数行うものとする。

ア ボイラー等において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のボイラー等 二月を超えない作業期間ごとに一回以上

イ アに掲げるボイラー等に該当しないもの 年二回以上（一年間につき継続して休止する期間が六月以上のボイラー等にあつては、年一回以上）

<p>三 前二号の測定の結果の記録は、三年間保存するものとする。</p> <p>2 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十条の規定により行った測定及び記録は、前項の規定による測定及び記録を行ったものとみなす。</p>	<p>（水質の測定等）</p> <p>第四十四条 条例第九十五条の規定による汚水の水質の測定及び結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 汚水の水質の測定は、工場又は指定作業場から排出する汚水に係る規制基準に定められた項目について、条例別表第七 四の部（一）の款の表の備考、同部（二）の款アの項の表の備考及び同部（三）の款アの項の表の備考に掲げる検定方法により、年一回以上行うものとする。</p> <p>二 前号の測定の結果の記録は、三年間保存するものとする。</p> <p>2 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十四条第一項の規定により行った測定及び記録は、前項の規定による測定及び記録を行ったものとみなす。</p>	<p>（揚水量の測定等）</p> <p>第四十五条 条例第九十七条及び第三百三十五条の規定により設置すべき水量測定器は、羽根車式、電磁式、差圧式若しくは渦流式の水量測定器又は知事がこれらと同等以</p>
		<p>（水量測定器の設置等）</p> <p>第十二条の六 条例第二十四条に規定する規則で定める規模は、揚水機の吐出口の断面積（揚水機が二以上あるときは、すべての吐出口の断面積の合計）につき、二十一</p>

上の能力を有すると認める水量測定器のうち、揚水施設の構造、水量、水圧等に応じてもつとも適切なものとする。

2 条例第九十七条及び第三百三十五条の規定による地下水の揚水量の記録は、揚水を行った日ごとに行うものとする。

3 条例第九十七条及び第三百三十五条の規定による地下水の揚水量の記録の報告は、毎年一回、別記第十八号様式による地下水揚水量報告書によらなければならない。

平方センチメートルとする。

2 前項に規定する規模以上の揚水施設を設置する者が、条例第二十四条の規定により設置すべき水量測定器は、別表第三の七に掲げるとおりとする。

3 条例第二十四条の規定による地下水の揚水量の記録は、別記第五号様式の三による地下水揚水量記録簿により、同条の規定による地下水の揚水量の報告は、毎年一回（吐出口の断面積、揚水量等について知事が別に定める揚水施設に係る報告については毎年四回）、別記第五号様式の四による地下水揚水量報告書によつてしなければならない。

（水量測定器の設置等）

第二十六条の二 条例第四十八条に規定する規則で定める規模は、揚水機の吐出口の断面積（揚水機が二以上あるときは、すべての吐出口の断面積の合計）につき、二十一平方センチメートルとする。

2 前項に規定する規模以上の揚水施設を設置する者が、条例第四十八条の規定により設置すべき水量測定器は、別表第三の七に掲げるとおりとする。

3 条例第四十八条の規定による地下水の揚水量の記録は、別記第十五号様式の二による地下水揚水量記録簿により、同条による地下水の揚水量の報告は毎年一回（吐出口の断面積、揚水量等について知事が別に定める揚水施設に係る報告については毎年四回）、別記第十五号様式の三

による地下水揚水量報告書によつてしなければならない。

(水量測定器の設置等)

第三十四条の三 条例第六十四条に規定する規則で定める規模は、揚水器の吐出口の断面積(揚水機が二以上あるときは、すべての吐出口の断面積の合計)につき、二十一平方センチメートルとする。

2 前項に規定する規模以上の揚水施設を設置する者が、条例第六十四条の規定により設置すべき水量測定器は、別表第三の七に掲げるとおりとする。

3 条例第六十四条の規定による地下水の揚水量の記録は、別記第十五号様式の二による地下水揚水量記録簿により、同条による地下水の揚水量の報告は、毎年一回(吐出口の断面積、揚水量等について知事が別に定める揚水施設に係る報告については毎年四回)、別記第十五号様式の三による地下水揚水量報告書によつてしなければならない。

(排水量の測定方法等)

第十二条の七 条例第二十五条の規定による汚水の量の測定は、別記第三の八に掲げる方法によるものとする。

2 条例第二十五条の規定による汚水の量の記録は、別記第五号様式の五による排水量測定記録表により、同条の規定による汚水の量の報告は、毎年一回、別記第五号様式の六による排水量報告書によつてしなければならない。

<p>(事故届等)</p> <p>第四十六条 条例第九十八条第一項の規定による届出は、別記第十九号様式による工場（指定作業場）事故届出書によらなければならない。</p> <p>2 条例第九十八条第二項の規定による計画の提出は、別記第二十号様式による事故再発防止措置計画書によらなければならない。</p> <p>3 条例第九十八条第三項の規定による届出は、別記第二十一号様式による事故再発防止措置完了届出書によらなければならない。</p>	
<p>(工場事故届)</p> <p>第十六条 条例第二十九条第一項の規定による届出は、別記第九号様式による工場事故届出書によつてしなければならない。</p> <p>(事故再発防止措置完了届)</p> <p>第十七条 条例第二十九条第三項の規定による届出は、別記第十号様式による事故再発防止措置完了届出書によつてしなければならない。</p>	<p>3 前項に規定する排水量測定記録表は、二年間、保存しておかなければならない。</p> <p>(排水量の測定方法等)</p> <p>第二十六条の三 条例第四十九条による汚水の量の測定は、別表第三の八に掲げる方法によるものとする。</p> <p>2 条例第四十九条の規定による汚水の量の記録は、別記第十五号様式の四による排水量測定記録表により、同条の規定による汚水の量の報告は、毎年一回、別記第十五号様式の五による排水量報告書によつてしなければならない。</p> <p>3 前項に規定する排水量測定記録表は、二年間、保存しておかなければならない。</p>

<p>(ばい煙等の減少計画書)</p> <p>第四十七条 条例第九十九条の規定による計画の提出は、別記第二十二号様式によるばい煙等の減少計画書によるなければならない。</p>		
<p>(ばい煙等の減少計画書)</p> <p>第十五条 条例第二十八条の規定によるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の減少のための措置に関する計画の提出は、別記第八号様式によるばい煙等の減少計画書によつてしなければならない。</p>	<p>(ばい煙等の減少の勧告)</p> <p>第二十三条 知事は、工場から発するばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭が、条例別表第四に掲げる規制基準(規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)をこえない場合であつても、これらを三以上発することにより生活環境に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該工場を設置し、又は設置しようとする者に対し、当該ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動若しくは悪臭を減少させ、又はこれらの発生時間を変更するよう勧告するものとする。</p>	<p>(施設等の改善勧告等)</p> <p>第二十二條 条例第三十五條第二項の規定に基づく施設等の改善勧告は、別表第三の九に定める基準により行う。</p> <p>2 条例第三十五條第二項の規定に基づく施設等の改善勧告は、別記第十三号様式の三による施設等改善勧告書によつて行う。</p> <p>3 条例第三十五條第二項の規定に基づく地下水の揚水の</p>

	<p>(公害防止管理者を選任すべき工場等)</p> <p>第四十八条 条例第百五条第一項に規定する規則で定める工場は、別表第九に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第百五条第一項に規定する公害防止管理者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該工場を設置している者に対し、条例の規定を誠実に遵守するよう助言し、及び作業の方法、施設の維持等の技術的事項について、当該工場から公害を発生させないよう監督を行うこと。</p> <p>二 当該工場の付近の住民に対し、当該工場の公害の防止方法等について周知させること。</p> <p>3 条例第百五条第二項の規定による届出は、別記第二十三号様式による東京都公害防止管理者選任(解任)届出書によらなければならない。</p>
<p>停止勧告は、別記第十三号様式の四による地下水揚水停止勧告書によつて行う。</p>	<p>(公害防止管理者を選任すべき工場等)</p> <p>第十二条の二 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める規模並びに条例第二十二条に規定する規則に定める工場の区分、規則で定める試験及び講習並びに知事がこれらと同等の知識及び技能を有すると認める者は、別表第三の六に掲げるとおりとする。</p> <p>2 別表第三の六 二に規定する東京都一級公害防止管理者の試験は、毎年一回行うものとする。</p> <p>3 前項に規定する試験の実施及び別表第三の六 二に規定する講習の実施については、知事が別に定めるところによるものとする。</p> <p>(公害防止管理者の職務及び選任等の届出)</p> <p>第十二条の三 条例第二十一条第一項に規定する公害防止管理者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 工場を設置している者に対し、条例の規定を誠実に遵守するよう助言し、及び作業の方法、施設の維持等の技術的事項について、当該工場から公害を発生させないよう監督を行うこと。</p> <p>二 当該工場の付近の住民に対し、当該工場の公害の防止方法等について周知させること。</p> <p>2 条例第二十一条第二項の規定による届出は、別記第五</p>

<p>(公害防止管理者の登録事項等)</p> <p>第四十九条 条例第六十六条に規定する規則に定める工場の区分に従い選任する公害防止管理者は、別表第九の上欄に掲げる工場の区分に応じ、当該下欄に掲げる公害防止管理者とする。</p> <p>2 条例第六十六条に規定する規則で定める講習を修了した者又は知事がこれらと同等の知識及び技能を有すると認める者は、別表第十に掲げる者とする。</p> <p>3 条例第六十六条に規定する規則で定める登録に係る事項は、氏名、生年月日その他知事が必要と認める事項とする。</p> <p>4 条例第六十六条の規定による登録の申請は別記第二十四号様式による東京都公害防止管理者登録証交付申請書により、同条により登録した事項の変更の申請は別記第二十五号様式による東京都公害防止管理者登録証変更申請書により行わなければならない。</p> <p>5 知事は、前項に規定する登録が行われた場合は、別記第二十六号様式による東京都公害防止管理者登録証を交付するものとする。</p> <p>6 前項の規定により交付された登録証を汚し、損じ、又は失った者は、別記第二十七号様式による東京都公害防止管理者登録証再交付申請書により登録証の再交付を申</p>	
<p>(公害防止管理者の登録事項等)</p> <p>第十二条の四 条例第二十二条に規定する規則で定める登録に係る事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 生年月日</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>2 知事は、前項に規定する事項について登録を受けようとする者から別記第五号様式の二その二による申請書により交付の申請があつた場合、別記第五号様式の二その三による登録証を交付するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の登録を受け者が、第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更した旨を別記第五号様式の二その四による登録事項変更届により届け出た場合においては、変更前の登録証と引換えに変更後の登録事項による登録証を交付するものとする。</p> <p>4 知事は、前二項の規定により交付された登録証を汚し、損じ、又は失なつた者から別記第五号様式の二その五による再交付申請書により申請があつた場合は、登録証を再交付することができる。</p>	<p>号様式の二その一による届出書によつて行わなければならない。</p>

<p>（適正管理化学物質の使用量等の報告）</p> <p>第五十一条 条例第一百十条第一項に規定する規則で定める量は、事業所ごとの年度に取り扱ういずれかの適正管理化学物質の量が百キログラムとする。</p> <p>2 条例第一百十条第一項に規定する規則で定める特に適正な管理が必要とされる適正管理化学物質は、別表第十一に掲げる化学物質とする。</p> <p>3 条例第一百十条第一項の規定による報告は、毎年六月末日までに、その前年度に取り扱った量が百キログラム以</p>	<p>請することができる。</p> <p>（受講手数料等）</p> <p>第五十条 条例第一百七条に規定する規則で定める額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 一種公害防止管理者講習 八千二百円</p> <p>二 二種公害防止管理者講習 五千七百元</p> <p>三 登録 千四百円</p> <p>四 変更登録 六百元</p> <p>五 登録証再交付 六百元</p>
	<p>（試験手数料等）</p> <p>第十二条の五 条例第二十三条に規定する規則で定める額は、次の各号の区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 一級公害防止管理者試験 七千円</p> <p>二 一級公害防止管理者資格講習 七千円</p> <p>三 二級公害防止管理者一般講習 八千二百円</p> <p>四 二級公害防止管理者資格講習 七千円</p> <p>五 三級公害防止管理者一般講習 七千二百円</p> <p>六 三級公害防止管理者資格講習 七千円</p> <p>七 登録 千四百円</p> <p>八 変更登録 四百円</p> <p>九 登録証再交付 四百円</p>

<p>上である適正管理化学物質について、別記第二十八号様式による適正管理化学物質の使用量等報告書により行わなければならない。</p>	<p>(化学物質管理方法書の提出)</p> <p>第五十二条 条例第百十一条第二項に規定する規則で定める規模は、従業員の数が二十一人で、かつ、年度に取り扱ういずれかの適正管理化学物質の量が百キログラムであることとする。</p> <p>2 条例第百十一条第二項に規定する化学物質管理方法書の提出は、別記第二十九号様式による化学物質管理方法書によらなければならない。</p>	<p>(汚染処理計画書)</p> <p>第五十三条 条例第百十四条第一項及び第百十五条第二項に規定する汚染処理計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 汚染の状況</p> <p>二 汚染処理の区域</p> <p>三 汚染処理の方法</p> <p>四 汚染処理の開始及び終了の時期</p> <p>五 汚染処理の期間中の環境保全対策</p> <p>2 条例第百十四条第二項(第百十五条第三項の規定において準用する場合を含む。)に規定する汚染処理計画書の提出は、別記第三十号様式による汚染処理計画書提出</p>

書によらなければならない。

(汚染処理又は汚染拡散防止措置の完了届)

第五十四条 条例第百十四条第三項(第百十五条第三項の規定において準用する場合を含む。)に規定する汚染処理の完了の届出並びに第百十六条第三項及び第百十七条第四項に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第三十一号様式による汚染処理(汚染拡散防止措置)完了届出書によらなければならない。

(汚染状況の調査)

第五十五条 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第百十七条第二項に規定する土壤の汚染状況の調査は、次に掲げる事項(条例第百十五条第一項に規定する調査の場合は、第三号及び第四号を除く。)について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第三十二号様式による土壤汚染状況調査報告書によらなければならない。

- 一 有害物質の使用及び排出の状況
- 二 有害物質による土壤等の汚染状況
- 三 地下水等の状況
- 四 今後の土地の利用計画

(汚染土壤処理基準)

第五十六条 条例第百十五条第二項に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる項目の区分に応じ、

当該下欄に掲げる基準値とする。

(汚染拡散防止計画書)

第五十七条 条例第一百六条第二項及び第一百七条第三項に規定する汚染拡散防止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 汚染の状況
 - 二 汚染の拡散防止の区域
 - 三 汚染の拡散防止の方法
 - 四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期
 - 五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策
- 2 条例第一百六条第三項及び第一百七条第三項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、別記第三十三号様式による汚染拡散防止計画書提出書によらなければならない。

(土地の改変時の調査等)

第五十八条 条例第一百七条第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。

2 条例第一百七条第一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成
- 二 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更

3 条例第一百七条第一項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、

<p>別記第三十四号様式による土地利用の履歴等調査届出書 よらなければならぬ。</p> <p>一 有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利 用の履歴</p> <p>二 有害物質の使用、排出等の状況</p>	<p>(石綿の飛散の状況の監視)</p> <p>第五十九条 条例第二百二十三条第二項に規定する石綿の飛 散の状況についての監視は、別表第十三の上欄に掲げる 工事の区分に応じ、同表下欄に掲げる監視の方法による ものとする。</p>	<p>(石綿含有建築物解体等工事施工計画届等)</p> <p>第六十条 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定め る石綿含有材料は、吹き付け石綿(吹き付け工法に使用 される石綿含有材料をいう。以下同じ。)及び石綿を含 有する保温材とする。ただし、同項に規定する壁面、天 井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。 2 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿</p>
<p>第四節 削除</p> <p>第二十九条の二 削除</p> <p>第五節 建設工事等</p>	<p>(石綿の飛散の状況の監視)</p> <p>第三十条 条例第五十七条第二項の規定による石綿の飛散 の状況についての監視は、別表第五に掲げる方法による ものとする。</p>	<p>(石綿含有建築物解体等工事施工計画届等)</p> <p>第三十一条 条例第五十八条第一項に規定する規則で定め る石綿含有材料は、吹き付け石綿(吹き付け工法に使用 される石綿含有材料をいう。以下同じ。)及び石綿を含 有する保温材とする。ただし、条例第五十八条第一項に 規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹 き付け石綿に限る。</p>

<p>含有材料を使用する壁面、天井その他の部分の面積は、十五平方メートルとする。</p> <p>3 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める床面積は、五百平方メートルとする。</p> <p>4 条例第二百二十四条第一項の規定による届出は、別記第三十五号様式による石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書によらなければならない。</p>	<p>(指定建設作業に係る勧告基準)</p> <p>第六十一条 条例第二百五条第一項に規定する規則で定める指定建設作業に伴い発生する騒音又は振動の基準は、別表第十四に掲げるとおりとする。ただし、この基準は、同表一 騒音の部の表第一号の基準を超える音量の騒音又は同表二 振動の部の表第一号の基準を超える大きさの振動を発生する指定建設作業について同項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、同表一 騒音の部の表第三号又は同表二 振動の部の表第三号の規定にかかわらず、一日における作業時間をこれらの号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。</p> <p>2 前項の基準は、平成十一年東京都告示第二百六十号により指定された区域以外の区域において行われる指定建設作業に伴って発生する騒音、平成十一年東京都告示第二百六十一号により指定された区域以外の区域において</p>
<p>2 条例第五十八条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分の面積は、十五平方メートルとする。</p> <p>3 条例第五十八条第一項に規定する規則で定める床面積は、五百平方メートルとする。</p> <p>4 条例第五十八条第一項の規定による届出は、別記第二十号様式の三による石綿含有建築物解体等工事施工計画届によつて行わなければならない。</p>	<p>(指定建設作業に係る勧告基準)</p> <p>第三十一条の二 条例第五十九条第一項に規定する規則で定める基準は、別表第五の二に掲げるとおりとする。ただし、この基準は、同表一 騒音の部の表第一号の基準を超える音量の騒音又は同表二 振動の部の表第一号の基準を超える大きさの振動を発生する指定建設作業について同項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、同表一 騒音の部の表第三号又は同表二 振動の部の表第三号の規定にかかわらず、一日における作業時間をこれらの号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。</p> <p>2 前項の基準は、昭和四十四年東京都告示第百五十六号により指定された区域以外の区域において行われる指定建設作業に伴って発生する騒音、昭和五十二年東京都告示第二百三十九号により指定された区域以外の区域において行われる指定建設作業に伴って発生する振動並びに</p>

行われる指定建設作業に伴って発生する振動並びに作業を開始した日に終わる指定建設作業に伴って発生する騒音及び振動には適用しない。

3 条例第二百五条第一項に規定する規則で定める建設工事等に伴い発生する汚水の基準は、別表第十五に掲げるとおりとする。

(廃棄物等の焼却行為の制限)

第六十二条 条例第二百二十六条ただし書に規定する規則で定める小規模の廃棄物焼却炉は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第十六の上欄に掲げる小規模の廃棄物焼却炉の区分に応じ、当該小規模の廃棄物焼却炉の排出口から排出される排出ガス中のダイオキシン類及びばいじん量が中欄及び下欄に掲げる量以下である性能を有する小規模の廃棄物焼却炉として知事が認めるもの（第三号に掲げるものを除く。）

二 市町村が、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、同法第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物を除いたものをいう。

以下同じ。）の収集を行っていない地域において一般廃棄物の焼却に用いられる小規模の廃棄物焼却炉であつて、周辺地域の生活環境への支障の防止にできる限り配慮して使用されるもの

三 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第

作業を開始した日に終わる指定建設作業に伴って発生する騒音及び振動には適用しない。

<p>百五号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令の対象施設であつて、排出ガス中のダイオキシンの類の排出基準等を遵守することが定められている小規模の廃棄物焼却炉</p> <p>2 条例第二百二十六条ただし書に規定する焼却行為は、次に掲げるものとする。この場合において、周辺地域の生活環境への支障の防止にできる限り配慮したものとす。</p> <p>一 伝統的行事及び風俗慣習上の行事のための焼却行為</p> <p>二 学校教育及び社会教育活動上必要な焼却行為</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないと認める焼却行為</p>	<p>(小規模燃焼機器の設置)</p> <p>第六十三条 条例第二百二十七条第一項に規定する規則で定める規模は、別表第十七の上欄に掲げる燃焼機器の種類に区分に応じ、当該下欄に定める規模とする。</p>	<p>(小型の船舶から排出されるし尿の適正処理)</p> <p>第六十四条 条例第二百二十八条第一項に規定する規則で定める水域は、東京都立お台場海浜公園に属する水域とする。</p> <p>2 条例第二百二十八条第二項に規定する規則で定める装置は、次に掲げる装置とする。</p> <p>一 し尿の回収装置</p> <p>二 堆肥化方式のし尿処理装置</p>

<p>三 前二号に掲げるもののほか、し尿を適切に処理できると知事が認める装置</p>	<p>(商業宣伝を目的とする拡声機の使用を禁止する区域等) 第六十五条 条例第二百二十九条第一項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>一 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びにその周囲三十メートル以内の区域</p> <p>二 学校又は病院の敷地の周囲三十メートル以内の区域</p> <p>2 条例第二百二十九条第一項に規定する規則で定める場合は、前項第一号の区域において、次条に定める事項を遵守して自動車その他の方法により移動して拡声機を使用する場合とする。</p>	<p>第六節 拡声機の使用等</p>
<p>(商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る遵守事項) 第六十六条 条例第二百二十九条第三項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 午後七時から翌日の午前八時までの間は、拡声機を使用しないこと。</p> <p>二 拡声機を使用するときは、使用時間は、一回十分以内とし、一回につき十五分以上の休止時間をおくこと</p> <p>(同一場所において使用する場合に限る。)</p> <p>三 幅員五メートル(自動車その他の方法により移動し</p>	<p>(商業宣伝を目的とする拡声機の使用を禁止する区域等) 第三十二条 条例第六十条第一項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>一 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びにその周囲三十メートル以内の区域</p> <p>二 学校又は病院の敷地の周囲三十メートル以内の区域</p> <p>2 条例第六十条第一項に規定する規則で定める場合は、前項第一号の区域において、次条に定める事項を遵守して自動車による等移動して拡声機を使用する場合とする。</p>	<p>(商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る遵守事項) 第三十三条 条例第六十条第三項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 午後七時から翌日の午前八時までの間は、拡声機を使用しないこと。</p> <p>二 拡声機を使用するときは、使用時間は、一回十分以内とし、一回につき十五分以上の休止時間をおくこと</p> <p>(同一場所において使用する場合に限る。)</p> <p>三 幅員五メートル(自動車による等移動して拡声機を</p>

<p>(拡声機の使用制限の特例)</p> <p>第六十七条 条例第三百三十条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 祭礼、盆おどりその他の地域慣習となつていている行事に伴い別表第十八の上欄に掲げる区域の区分に応じ、当該下欄に掲げる音量の範囲内で使用する場合（午前八時から午後十一時までの間に使用する場合に限る。）</p> <p>二 集団の整理誘導等のために使用する場合</p>	<p>て拡声機を使用する場合にあつては四メートル）未満の道路において拡声機を使用しないこと。</p> <p>四 拡声機（携帯用の拡声機を除く。第六号において同じ。）の間隔は、五十メートル以上とすること。</p> <p>五 地上十メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。</p> <p>六 地上五メートル以上の位置で拡声機を使用するときは、拡声機は、道路方向に平行にし、かつ、水平方向から下方三十度から四十五度までの角度で使用すること。</p> <p>七 拡声機から発する音量は、別表第十八の上欄に掲げる区域の区分に応じ、当該下欄に掲げる音量の範囲内とすること。</p>
<p>(その他の拡声機の使用)</p> <p>第三十四条 条例第六十一条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 祭礼、盆おどりその他の地域慣習となつていている行事に伴い別表第六に掲げる音量の範囲内で使用する場合（午前八時から午後十一時までの間に使用する場合に限る。）</p> <p>二 集団の整理誘導等のために使用する場合</p>	<p>使用する場合にあつては四メートル）未満の道路において拡声機を使用しないこと。</p> <p>四 拡声機（携帯用の拡声機を除く。第六号において同じ。）の間隔は、五十メートル以上とすること。</p> <p>五 地上十メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。</p> <p>六 地上五メートル以上の位置で拡声機を使用するときは、拡声機は、道路方向に平行にし、かつ、水平方向から下方三十度から四十五度までの角度で使用すること。</p> <p>七 拡声機から発する音量は、別表第六に掲げる音量の範囲内とすること。</p>
<p>(音響機器)</p> <p>第六十八条 条例第三百三十一条に規定する規則で定める音</p>	<p>(音響機器)</p> <p>第三十四条の四 条例第六十六条に規定する規則で定める</p>

<p>響機器は、電気蓄音機、拡声装置、有線ラジオ受信装置、録音及び再生装置並びに楽器とする。</p>	<p>(音響機器等の使用制限の特例)</p> <p>第六十九条 条例第三十一条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場所において、条例別表第十三 一の項の表の上欄に掲げる区域の区分ごとに午後十一時から翌日午前六時までの規制基準として定められた音量を超えない程度で音響機器等を使用し、又は使用させる場合とする。</p> <p>一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二 第一項に規定する地下街</p> <p>二 人の居住の用に供されている建物、病院及び診療所の敷地の境界線から五十メートル（人の居住の用に供されている建物等が商業地域に所在する場合にあつては、二十メートル）以上離れた場所</p>	<p>(深夜の営業等の制限の特例)</p> <p>第七十条 条例第三十二条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 大晦日^{みそか}その他地域慣習となつて行事に伴い飲食</p>
<p>音響機器は、次に掲げる機器及び装置とする。</p> <p>一 電気蓄音機</p> <p>二 拡声装置</p> <p>三 有線ラジオ受信装置</p> <p>四 録音及び再生装置</p> <p>五 楽器</p>	<p>(音響機器等の使用制限の特例)</p> <p>第三十四条の五 条例第六十六条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場所において、生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度（条例別表第十 二に掲げる区域の区分ごとに午後十一時から翌日午前六時までの規制基準として定められた音量を超えない程度）で音響機器等を使用し、又は使用させる場合とする。</p> <p>一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二 第一項に規定する地下街</p> <p>二 人の居住の用に供されている建物、病院及び診療所の敷地の境界線から五十メートル（人の居住の用に供されている建物等が商業地域に所在する場合にあつては、二十メートル）以上離れた場所</p>	<p>(深夜の営業等の禁止の特例)</p> <p>第三十六条 条例第六十七条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 大晦日^{みそか}その他地域慣習となつて行事に伴い飲食</p>

店営業又は喫茶店営業を営む場合

二 飲食店営業又は喫茶店営業を営む者が出前販売のみを行う場合

三 屋台その他の移動式店舗により飲食店営業を営む場合

四 鉄道若しくは軌道の正常な運行を確保するため又は道路交通法第七十七条第三項若しくは第四項の規定に基づく道路使用の許可に付された条件若しくは同法第八十条第一項の規定に基づく協議若しくは道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十四条の規定に基づく道路占用の許可に付された条件若しくは同法第三十条の規定に基づく協議により、材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業を行うことがやむを得ない場合

五 災害その他の非常の事態に伴い、営業を営み、又は材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業を行うことがやむを得ないと認められる場合

店営業又は喫茶店営業を営む場合

二 飲食店営業又は喫茶店営業を営む者が出前販売のみを行う場合

三 屋台その他の移動式店舗により飲食店営業を営む場合

四 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びにその周囲二十メートル以内の区域以外の区域において、酒類又は飲酒のための場所を提供しないで飲食店営業又は喫茶店営業を営む場合。ただし、別表第七に掲げる基準に基づき知事が告示で指定する飲食店営業若しくは喫茶店営業の営業場又は同表に掲げる基準に基づき知事が告示で指定する地区において当該営業を営む場合を除く。

五 鉄道若しくは軌道の正常な運行を確保するため又は道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第七十七条第三項若しくは第四項の規定に基づく道路使用の許可に付された条件若しくは同法第八十条第一項の規定に基づく協議若しくは道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十四条の規定に基づく道路占用の許可に付された条件若しくは同法第三十五条の規定に基づく協議により、材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業を行うことがやむを得ないと認められる場合

六 災害その他の非常の事態に伴い、営業を営み、又は材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業を行うことがやむを得ないと認められる場合

	<p>(深夜の営業等の制限の指定区域等)</p> <p>第七十一条 条例第三百三十二条第二号に規定する知事が指定する区域は、同条第一号に掲げる区域の周囲二十メートル以内の区域とする。</p>	<p>(地下水の揚水施設の設置又は変更の届出)</p> <p>第七十二条 条例第三百三十四条第四項及び第五項に規定する届出は、別記第三十六号様式による地下水揚水施設設置(変更)届出書によらなければならない。</p>
<p>2 知事は、前項第四号ただし書に規定する営業場又は地区を指定しようとするときは、あらかじめ学識経験者、地域住民等の意見をきくものとする。</p>	<p>(深夜の営業等の禁止の指定区域等)</p> <p>第三十五条 条例第六十七条第二号に規定する区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の周囲二十メートル以内の区域とする。ただし、当該区域において発生する騒音が当該区域に隣接する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の静穏を害するおそれなくなつた区域で、知事が告示で指定する区域を除く。</p> <p>2 知事は、前項ただし書に規定する区域を指定しようとするときは、あらかじめ学識経験者、地域住民等の意見をきくものとする。</p>	<p>(地下水の揚水施設の構造基準等)</p> <p>第三十四条の二 条例第六十三条第一項に規定する規則で定める区域及び当該区域に係る同条に規定する規則で定める基準は、別表第六の二に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第六十三条第二項に規定する揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置等の届出は、別記第二十号様</p>

	<p>(地下水保全地域)</p> <p>第七十三条 条例第四百三十三条第一項に規定する地下水保全地域は、次の地域とする。</p> <p>一 地下水位の低下により著しい地盤沈下が現に生じ、又は生じるおそれのある地域</p> <p>二 地下水位の低下により河川の流量が著しく減少するおそれのある当該河川の水源地域</p> <p>三 前二号の地域のほか、地下水保全が特に必要と知事が認める地域</p>	<p>式の四による地下水揚水施設設置届出書によつてしななければならない。</p>
<p>(地下水の揚水量の減少勧告)</p> <p>第七十四条 条例第四百五十五条の規定による地下水の揚水量の減少勧告は、著しい地下水位の低下により、相当広範囲に及ぶ地盤沈下が生じ、又はそのおそれが認められる場合に、地下水の用途等に応じ、揚水量の減少すべき量及び期間を定め、行うものとする。</p>	<p>(地下水の揚水量の減少勧告)</p> <p>第二十一条 条例第三十五条第一項に規定する規則で定める規模は、揚水機の吐出口の断面積(揚水機が二以上あるときは、すべての吐出口の断面積の合計)につき、二十一平方センチメートルとする。</p> <p>2 条例第三十五条第一項の規定に基づく地下水の揚水量の減少勧告は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>一 地下水の採取により、地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれがあり、これに伴い、洪水、高潮、津波等による災害又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合</p> <p>二 揚水施設を設置している者が、必要と見込まれる水</p>	

<p>第五章 緊急時の措置</p>	<p>(大気汚染緊急時の発令条件)</p> <p>第七十五条 条例第四百四十六條第一項、条例第四百四十七條第一項及び条例第四百四十八條第一項に規定する規則で定める場合は、別表第十九の上欄の項目の区分に応じ、当該下欄に掲げる発令条件とする。</p>	<p>(大気汚染予報時の措置)</p> <p>第七十六条 知事は、条例第四百四十六條第一項に規定する予報をした場合において、当該予報に係る条例第四百四十七條第一項又は条例第四百四十八條第一項に規定する事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、ばい煙施設を設置する者で一日当たり</p>
<p>3 量を超えて揚水している場合</p> <p>前項第二号に定める場合における揚水量を減少すべき量は、別表第三の九の上欄に掲げる用途についてそれぞれ同表下欄に掲げる施設等の基準に適合して水使用を行つていゝものとみなして算出した量とその他の用途について現状で最低必要とする量との合計量を超える量とする。</p> <p>4 条例第三十五条第一項の規定に基づく地下水の揚水量の減少勧告は、別記第十三号様式の二による地下水揚水量減少勧告書によつて行ふ。</p>	<p>第八節 大気汚染緊急時の設置</p> <p>(大気汚染予報等を発する場合)</p> <p>第三十七条の三 条例第七十三條第一項に規定する規則で定める場合、条例第七十四條第一項に規定する規則で定める場合及び条例第七十五條第一項に規定する規則で定める場合は、別表第八の三に掲げるとおりとする。</p>	<p>(大気汚染予報時の措置)</p> <p>第三十七条の四 知事は、条例第七十三條第一項に規定する予報をした場合において、当該予報に係る条例第七十四條第一項又は条例第七十五條第一項に規定する事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、ばい煙施設を設置する者で一日当たり五</p>

五千リットル以上の重油を使用するもの（以下「大量に重油を使用する者」という。）に対し、当該事態の発生が予想される時間内において、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量が、通常排出されている量から二十パーセント相当分を減少した量となる燃料を使用するよう協力を求めるものとする。

千リットル以上の重油を使用するもの（以下「大量に重油を使用する者」という。）に対し、当該事態の発生が予想される時間内において、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量が、通常排出されている量から二十パーセント相当分を減少した量となる燃料を使用するよう協力を求めるものとする。

（大気汚染注意報時の措置）

第七十七条 知事は、条例第四百七十七条第一項に規定する大気汚染注意報を発した場合において、当該事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、大量に重油を使用する者に対し、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量が、通常排出されている量から三十パーセント相当分を減少した量となる燃料を使用することを勧告するものとする。

（大気汚染注意報時の措置）

第三十七条の五 知事は、条例第七十四条第一項に規定する大気汚染注意報を発した場合において、当該事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、大量に重油を使用する者に対し、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量が、通常排出されている量から三十パーセント相当分を減少した量となる燃料を使用すべきことを勧告するものとする。

（大気汚染警報時の措置）

第七十八条 知事は、条例第四百四十八条第一項に規定する大気汚染警報を発した場合において、当該事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、大量に重油を使用する者に対し、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量を、通常排出されている量から七十パーセント相当分を減少した量とすることを勧告するものとする。

（大気汚染警報時の措置）

第三十七条の六 知事は、条例第七十五条第一項に規定する大気汚染警報が発した場合において、当該事態がばい煙施設から発生するいおう酸化物を原因とするものであるときは、大量に重油を使用する者に対し、当該ばい煙施設から発生するいおう酸化物の量を、通常排出されている量から七十パーセント相当分を減少した量とすべきことを勧告するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があると認めるとき

2 知事は、前項の場合において必要があると認めるとき

は、特別区の存する区域においては煙施設を設置する者で、一日あたり千リットル（千代田区、中央区及び港区の区域においては三百リットル）以上の重油を使用するものに対し、当該煙施設から発生するいおう酸化物の量を、通常排出されている量から二十パーセント相当分を減少した量とするよう協力を求めるものとする。

は、特別区の存する区域においては煙施設を設置する者で、一日あたり千リットル（千代田区、中央区及び港区の区域においては三百リットル）以上の重油を使用するものに対し、当該煙施設から発生するいおう酸化物の量を、通常排出されている量から二十パーセント相当分を減少した量とするよう協力を求めるものとする。

（水質汚濁緊急時の発令条件等）

第七十九条 条例第四百九十九条第一項に規定する規則で定める河川又は港湾の水域は、条例別表第七 四の部の付表の水道水源水域の項に掲げる江戸川水域、多摩川水域、霞川水域及び成木川水域とする。

2 条例第四百九十九条第一項及び条例第五百十条第一項に規定する規則で定める場合は、別表第二十のとおりとする。

（水質汚濁注意報等を発する場合）

第三十七条七 条例第七十六条第一項に規定する規則で定める場合及び条例第七十七条第一項に規定する規則で定める場合は、別表第八の四に掲げるとおりとする。

第六章 雑則

（処分についての意見の申出）

第八十条 条例第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条第四項、第二百二条、第二百三条、第一百四十一条第一項、第一百五十二条第二項、第一百六条第二項、第二百二十五条第二項、第三百三十九条又は第三百五十五

第十節 雑則

（処分についての意見の申出）

第三十八条 条例第三十二条、第三十三条、第四十六条、第五十条又は第六十九条の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令の規定によるほか、当該処分のあつたことを知つ

条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分があったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね十四日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くものとする。

た日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による意見を受理したときは、その日からおおむね十四日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査にあたって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見をきくものとする。

(立入検査証等)

第八十一条 条例第一百五十二条第二項の規定による証明書の様式は、同条第一項の規定による立入検査等を行う職員にあつては別記第三十七号様式の甲、同条第三項に規定する東京都公害監察員にあつては別記第三十七号様式の乙、同条第四項に規定する東京都自動車公害監察員にあつては別記第三十七号様式の丙のとおりとする。

2 条例第一百五十三条第二項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。

3 条例第一百五十四条第三項に規定する証明書は、警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)別表第三に規定する手帳とする。

(立入検査証等)

第三十九条 条例第七十八条第二項の規定による証明書の様式は、別記第二十一号様式のとおりとする。

2 条例第七十九条第三項に規定する証明書は、警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)別表第三に規定する手帳とする。

<p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第八十二条 条例の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。)の正本に、その写し一通を添えてしなければならない。</p>	<p>(受理書)</p> <p>第八十三条 知事は、条例第八十一条第二項(条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、第八十九条、第九十条又は第二百二十四条第一項に規定する申請又は届出がその事務所に到達したときは、別記第三十九号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。</p>
<p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第三条 条例第十七条第二項(条例第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十九条第一項若しくは第三項、第三十条(条例第五十一条第一項において準用する場合を含む。)、第三十一条第三項(条例第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十四条、第四十五条又は第五十八条第一項の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類を含む。)の正本に、その写し二通(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第六号)第二条の表二十四の項又は市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第七号)第二条の表十六の項の規定により各特別区又は各市若しくは八王子市が処理することとされた事務に係るものにあつては一通)を添えてしなければならない。</p>	<p>(受理書)</p> <p>第四十条 知事は、条例第十七条第二項(条例第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十四条、第四十五条又は第五十八条第一項に規定する申請又は届出を受理したときは、別記第二十二号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第五十一条から第五十八条までの規定は同年十月一日から、第六条第八号から第十二号までの規定は平成十四年四月一日から、第十条から第十三条までの規定は同年六月一日から施行する。

(経過規定)

2 この規則第四条第一項の規定は、平成十三年度以後の事業所の燃料及びこれを熱源とする熱の年度の使用量並びに電気の年度の使用量について、適用する。

3 この規則第十七条第三項の規定は、同項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十日までの間は、別に定める割合とする。

4 この規則の施行の際既にこの規則による改正前の東京都公害防止条例施行規則（以下「改正前の規則」という）第十二条の四第二項の規定により東京都一級公害防止管理者の登録証を交付されている者はこの規則第四十九条第五項の規定により東京都一種公害防止管理者登録証を交付された者と、改正前の規則第十二条の四第二項の規定により東京都二級公害防止管理者又は東京都三級公害防止管理者の登録証を交付されている者は同項の規定により東京都二種公害防止管理者登録証を交付された者とみなす。

附 則

1 この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 工場公害防止条例施行規則（昭和二十四年東京都規則第三百三十五号）、騒音防止に関する条例施行規則（昭和二十九年東京都規則第五号）及びばい煙防止条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第四百十八号）は、廃止する。

3 条例附則第八項の規定による届出は、工場については附則別記第一号様式による工場既設届出書によつて、指定作業場については附則別記第二号様式による指定作業場既設届出書によつて、それぞれしなければならない。

- 5 条例附則第四項の規定による届出は、この規則附則別記第一号様式による工場既設届出書によらなければならない。
- 6 条例附則第五項の規定による届出は、この規則附則別記第二号様式による指定作業場既設届出書によらなければならない。
- 7 条例附則第六項の規定による届出は、この規則附則別記第三号様式による地下水揚水施設既設届出書によらなければならない。
- 8 この規則別表第六の規定は、この規則施行の際既に設置されている燃料用揮発油の貯蔵施設の容量の合計が五千リットル以上のもの（燃料用揮発油、灯油又は軽油のすべての貯蔵施設の容量の合計が五千リットル以上のものを除く。）については、平成十五年九月三十日まで（設置される地域、施設の構造等により排出を防止するために必要な設備の設置が困難な貯蔵施設にあつては当分の間）、適用しない。
- （東京都公害防止条例の一部を改正する条例附則第三項に規定する届出に関する規則の廃止）
- 9 東京都公害防止条例の一部を改正する条例附則第三項に規定する届出に関する規則（平成三年東京都規則第三百五十三号）は、廃止する。